

生駒市条例第 8 号

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例

生駒市法令遵守推進条例（平成 1 9 年 6 月生駒市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び倫理の保持」を「、倫理の保持及び不当要求行為への適切な対応」に改め、「保護」の次に「及び職員の良好な職場環境の形成」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（不当要求行為の禁止）

第 4 条の 2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第 1 0 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該不当要求行為に対して講ずべき措置について必要があると認めるときは、委員会に諮問することができる。

第 1 0 条第 5 項中「諮問をしたときは、委員会の答申」を「答申を受けたときは、これ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、審査を行い、当該要望等が不当要求行為であると認めるときはその旨及び当該不当要求行為に対して講ずべき措置を、不当要求行為であると認められないときはその旨を市長に答申するものとする。

第 1 1 条中「実名により」を「誠実に」に改め、同条ただし書を削る。

第 1 7 条中「及び」を「の件数並びに」に改め、「件数」の次に「及び概要」

を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。